

## 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項に基づく報告書
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ 代表執行役社長 亀澤 宏規
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
【報告義務発生日】	
【提出日】	2021年7月5日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	
【提出形態】	
【変更報告書提出事由】	

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社アインホールディングス
証券コード	9627
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京 札幌

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者(大量保有者)/1】

## 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	株式会社三菱UFJ銀行
住所又は本店所在地	〒100-8388 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

## 【法人の場合】

設立年月日	1919年8月15日
代表者氏名	半沢 淳一
代表者役職	取締役頭取執行役員
事業内容	銀行業

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	株式会社三菱UFJ銀行 融資企画部 小林 和信
電話番号	03-3240-5829

## 2【提出者(大量保有者)/2】

## 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	三菱UFJ信託銀行株式会社
住所又は本店所在地	〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

## 【法人の場合】

設立年月日	1927年3月10日
代表者氏名	長島 巖
代表者役職	取締役社長
事業内容	信託業務・銀行業務

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	日本マスタートラスト信託銀行 国内資産管理部株式グループ 塩谷 恵
電話番号	03-5403-5378

## 3【提出者(大量保有者)/3】

## 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	三菱UFJ国際投信株式会社
住所又は本店所在地	〒100-0006 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号

## 【法人の場合】

設立年月日	1985年8月1日
代表者氏名	横川 直
代表者役職	取締役社長
事業内容	投資信託の委託会社としての業務ならびに投資顧問業務

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	三菱UFJ国際投信株式会社 リスク管理部 猪原 純二
電話番号	03-5221-5730

## 4【提出者(大量保有者)/4】

## 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	エム・ユー投資顧問株式会社
住所又は本店所在地	〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台二丁目3番地11

## 【法人の場合】

設立年月日	1993年9月27日
代表者氏名	鈴木 晃
代表者役職	取締役社長
事業内容	投資顧問業

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	エム・ユー投資顧問株式会社 事務管理部 須田 俊
電話番号	03-5259-5359

## 5【提出者(大量保有者)/5】

## 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	ファースト・センティア・インベスターズ(オーストラリア)アイエム・リミテッド (First Sentier Investors (Australia) IM Ltd)
住所又は本店所在地	Level 5, Tower Three International Towers Sydney, 300 Barangaroo Avenue, Barangaroo, NSW 2000, Australia

## 【法人の場合】

設立年月日	2005年5月10日
代表者氏名	ブライアン・ホリングワース
代表者役職	ディレクター
事業内容	資産運用業務

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	三菱UFJ信託銀行株式会社 グローバルアセットマネジメント部 中村 茂織
電話番号	03-6250-3315

## 6【提出者(大量保有者)/6】

## 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	ファースト・センティア・インベスターズ(オーストラリア)アールイー・リミテッド (First Sentier Investors (Australia) RE Ltd)
住所又は本店所在地	Level 5, Tower Three International Towers Sydney, 300 Barangaroo Avenue, Barangaroo, NSW 2000, Australia

## 【法人の場合】

設立年月日	1985年8月26日
代表者氏名	ブライアン・ホリングワース
代表者役職	ディレクター

事業内容	資産運用業務
<b>【事務上の連絡先】</b>	
事務上の連絡先及び担当者名	三菱UFJ信託銀行株式会社 グローバルアセットマネジメント部 中村 茂織
電話番号	03-6250-3315

## 第3【訂正内容】

2019年11月5日に提出しました変更報告書No.2（報告義務発生日、2019年10月28日）

について、以下の通り訂正事項がありましたので、訂正報告書を提出致します。

訂正箇所：

（訂正前）

## 第2【提出者に関する事項】

## 3【提出者（大量保有者）/3】

（3）【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			145,700
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 0	P 0	Q 145,700
信用取引により譲渡したことにより控除 する株券等の数	R		4,500
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存 在するものとして控除する株券等の数	S		8,900
保有株券等の数（総数）（O+P+Q-R-S）	T		132,300
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		0

## 第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

## 2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

（1）【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	60,000		2,508,400
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K

株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E			L
対象有価証券償還社債	F			M
他社株等転換株券	G			N
合計（株・口）	O	60,000	P	0
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R			4,500
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S			8,900
保有株券等の数（総数）（O+P+Q-R-S）	T			2,555,000
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U			0

（訂正後）

**第2【提出者に関する事項】****3【提出者（大量保有者）/3】**

（3）【上記提出者の保有株券等の内訳】

**【保有株券等の数】**

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			136,800
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	0	P
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		4,500
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		0
保有株券等の数（総数）（O+P+Q-R-S）	T		132,300
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		0

**第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】****2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】**

（1）【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	60,000		2,499,500
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 60,000	P 0	Q 2,499,500
信用取引により譲渡したことにより控除 する株券等の数	R		4,500
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存 在するものとして控除する株券等の数	S		0
保有株券等の数(総数)(O+P+Q-R-S)	T		2,555,000
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		0